

障害福祉サービスの指定申請に係る提出書類一覧

提出書類 ○は必須、△は必要に応じて提出 ※の表記がある書類は、下段をよくご確認ください		居宅介護 重度訪問 同行援護 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等 包括支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続支援 (A・B)	就労定着 支援	自立生活 援助	共同生活 援助(GH)	障害者 支援施設
様式第1号	指定申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第1号の別紙	既に指定を受けている事業所等 ※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
様式第1-2号	指定変更申請書（指定変更申請が必要な場合のみ P7~8参照）	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○
付表	付表1~17 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	定款、登記簿謄本 ※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式1	建物の平面図 ※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式2	設備・備品等一覧表（消防設備も明記）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	消防計画届出書の写し（消防局の受付済）	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	防火対象物届出書又は直近の検査済通知書の写し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
(様式なし)	建築確認検査済証 ※5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
(様式なし)	建物賃貸借契約書の写し（賃貸の場合のみ）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
参考様式3	経歴書（管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式3-2	サービス管理責任者の兼務に関する調査	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式4	実務経験証明書 ※6	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	資格証、研修修了証の写し ※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式6	苦情解決措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式7	主たる対象者特定理由 ※8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
参考様式8	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙9	共同生活援助に係る一覧表	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
補足様式1	短期入所事業指定内容確認書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補足様式2	生活支援員の配置状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
(様式なし)	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	重要事項説明書	△	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
(様式なし)	協力医療機関との契約書の写し ※10	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	利用予定者名簿 ※11	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	事業計画書	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(様式なし)	居宅介護事業所との委託契約書の写し（外部サービス利用型のみ）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-
(様式なし)	損害保険証書の写し（内容が分かる資料を添付）	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(様式なし)	道路運送法上の許可証（通院等乗降介助を行うときのみ提出）	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ※1 障害者総合支援法及び他の法律で既に指定を受けている事業がある場合のみ提出すること。
- ※2 該当するサービスを提出。多機能型による事業を実施する場合は、付表13も併せて提出すること。
- ※3 定款は就労継続支援A型の場合のみ提出すること。なお、申請までに定款変更が済んでいない場合は、当該事業を行うことが確認できる書類（理事会議事録等）を提出すること。
- ※4 事業所の位置図（任意の様式）、写真（建物外観及び設備を写したものを）を添付すること。
- ※5 不要の場合は、その理由を記した文書（任意の様式）を提出すること。
- ※6 〈実務経験証明書が必要な職種〉管理者、サービス提供責任者（実務経験が必要な場合のみ）、同行援護及び行動援護のヘルパー、サービス管理責任者
- ※7 資格や研修修了が要件となっている職種について提出すること。
- ※8 主たる対象者を特定する場合のみ提出すること。
- ※9 組織体制図を添付すること。
- ※10 協力医療機関は義務。協力歯科医療機関は、療養介護、生活介護、共同生活援助、障害者支援施設のみ努力義務。
- ※11 生活介護は障害支援区分を記載すること。

【療養介護】

各種加算等必要書類	介護給付費等算定に係る 体制等に関する届出書	体制等状況一覧表	福祉専門職員配置等加算に 関する届出書 (平成30年4月以降)	福祉専門職員配置状況一覧表 加算別紙1の2	人員配置体制加算に 関する届出書	勤務形態一覧表	運営規程	地域生活支援拠点である と市町が受理した 登録決定通知書
福祉専門職員等配置加算	○	○	○	○		○		
人員配置体制加算	○	○			○	○		
地域生活支援拠点	○	○					○	○